

令和元年8月30日提出

令和元年9月市議会定例会

説明書・参考

〔 報告第16号
議案第57号～議案第66号 〕

島 田 市

説 明 書

報告第16号 専決処分の報告について（島田市立保育所設置条例の一部を改正する条例）

令和元年5月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法を引用する条文について整理する必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定に基づき専決処分し、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第57号 島田市大井川流域観光拠点整備基金条例について

大井川流域観光拠点整備事業を対象として内閣府の地方創生拠点整備交付金の交付を受けることに伴い、大井川流域観光拠点の整備に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、新たに条例を制定し、公布の日から施行しようとするものです。

議案第58号 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本市における会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員、嘱託員及び臨時職員の任用条件等に係る規定を整備するため、関係する条例を一括して改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第60号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和元年5月に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）及び同年6月に公布された建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）の施行に伴い、省エネルギー設備を共同利用する場合の認定等に係る手数料の規定を整備するとともに、既存建築物を他の用途で使用する場合の制限の緩和に係る手数料を新たに設定する必要が生じたため、条例の一部を改正し、一部の規定を除いて公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第61号 島田市印鑑条例の一部を改正する条例について

過去の戸籍上の氏を旧氏として、登録する印鑑の文字に用いることができることとし、印鑑登録証明書の記載事項に加えるため、条例の一部を改正し、令和元年11月5日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第62号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成31年3月に公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）の施行に伴い、国民健康保険税における基礎課税額の課税限度額を改めるため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第63号 島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

平成30年12月に公布された水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行により、指定給水装置工事事業者の指定について有効期間が定められることに伴い、更新に係る手数料等を定めるため、条例の一部を改正し、令和元年10月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第64号 市道路線の認定について

牛尾山地区工業用地整備事業に伴い整備する1路線、牛尾山開削事業に伴い開設された道路を地域住民の生活道路として利用する1路線及び開発に伴う路線の見直しにより区間を変更する1路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第65号 市道路線の廃止について

開発に伴う路線の見直しにより区間を変更する1路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第66号 平成30年度島田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度の未処分利益剰余金のうち、1億7,000万円を自己資本金に組み入れ、1億5,600万円を建設改良積立金に積み立て、その残余を翌年度繰越利益剰余金とするため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

目 次

報告第16号	専決処分の報告について（島田市立保育所設置条例の一部を改正する条例）	
	◇新旧条文対照表 -----	1
議案第59号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	3
議案第60号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	13
議案第61号	島田市印鑑条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	21
議案第62号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	25
議案第63号	島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	27
議案第64号	市道路線の認定について	
	◇市道認定路線位置図 -----	31
議案第65号	市道路線の廃止について	
	◇市道廃止路線位置図 -----	33

（付記）

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

例規名 島田市立保育所設置条例

新 条 文

(保育料)

第4条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「保育料」という。）は、島田市保育料徴収規則（平成17年島田市規則第55号）で定める。

2 保育所において保育を受ける教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）の保護者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）は、使用料として前項の保育料を負担しなければならない。

(延長保育料)

第5条 教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）が通常の保育時間を超えて保育を利用した場合の負担額（次項において「延長保育料」という。）は、利用した時間30分までごとにつき200円を限度として島田市保育料徴収規則で定める。

2 省略

対 照 表

旧 条 文

(保育料)

第4条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「保育料」という。）は、島田市保育料徴収規則（平成17年島田市規則第55号）で定める。

2 保育所において保育を受ける支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）の保護者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）は、使用料として前項の保育料を負担しなければならない。

(延長保育料)

第5条 支給認定子どもの保護者又は扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）が通常の保育時間を超えて保育を利用した場合の負担額（次項において「延長保育料」という。）は、利用した時間30分までごとにつき200円を限度として島田市保育料徴収規則で定める。

2 省略

新 条 文

○島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（第1条関係）

（休職の効果）

第3条 省略

2 省略

3 省略

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、前項中「係属する間」とあるのは「係属する間（当該期間が任期を超える場合にあっては、任期）」とする。

5 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項又は第2項に規定する任期を定めて採用する職員に対する第1項及び第3項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項又は第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第3項中「係属する間」とあるのは「係属する間（当該期間が任期を超える場合にあっては、任期）」とする。

○島田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（第2条関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（減給の効果）

第3条 省略

2 減給の額は、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第号）第15条に規定する報酬の額）の10分の3以下の額とする。

○島田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（第3条関係）

（法第2条第1項に規定する条例で定める職員）

第4条 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になって

対 照 表

の整備に関する条例

旧	条	文
○島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（第1条関係） （休職の効果）		
第3条	省略	
2	省略	
3	省略	
○島田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（第2条関係） （趣旨）		
第1条	この条例は、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u> 第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。	
（減給の効果）		
第3条	省略	
2	減給の <u>率</u> は、給料の月額 <small>の</small> 10分の3以下とする。	
○島田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（第3条関係） （法第2条第1項に規定する条例で定める職員）		
第4条	法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	
(1)	省略	
(2)	省略	
(3)	地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条第1項</u> に規定する <u>条件附採用</u> に	

いる職員（規則で定める職員を除く。）

- (4) 省略
- (5) 省略

○島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第4条関係）

（年次有給休暇）

第12条 省略

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の3第4項の規定により任用された職員の年次有給休暇の日数については、労働基準法第39条の定めるところによる。ただし、任命権者が必要と認めるときは、別に定めることができる。

3 省略

4 省略

（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第18条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

○島田市職員の育児休業等に関する条例（第5条関係）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 非常勤職員のうち規則で定める職員

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 省略

2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

○島田市職員互助会条例（第6条関係）

（組織）

第2条 互助会は、法第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別

なっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4) 省略

(5) 省略

○島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第4条関係）

（年次有給休暇）

第12条 省略

2 省略

3 省略

（臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第18条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

○島田市職員の育児休業等に関する条例（第5条関係）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 省略

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 省略

2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

○島田市職員互助会条例（第6条関係）

（組織）

第2条 互助会は、法第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定す

職の職員のうち、常勤のもの（法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された者を含む。以下「職員」という。）をもって組織する。

2 省略

○島田市特別職の職員で非常勤のもの（報酬及び費用弁償に関する条例（第7条関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の調整）

第5条 島田市一般職の職員が特別職の職員の職を兼ねる場合には、報酬を支給せず、費用弁償の額は、本職に相当する旅費又は費用弁償の額とする。

2 省略

○島田市職員の給与に関する条例（第8条関係）

（会計年度任用職員の給与）

第19条の2 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

○島田市職員の退職手当に関する条例（第9条関係）

（退職手当の支給）

第2条 省略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

る特別職のうち常勤の職員（以下「職員」という。）をもって組織する。

2 省略

○島田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（第7条関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の調整）

第5条 島田市一般職の職員が特別職の職員の職を兼ねる場合には、報酬を支給せず、費用弁償の額は、本職に相当する旅費の額とする。

2 省略

○島田市職員の給与に関する条例（第8条関係）

（臨時又は非常勤職員の給与）

第19条の2 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、予算の範囲内で、別に任命権者が定める。

○島田市職員の退職手当に関する条例（第9条関係）

（退職手当の支給）

第2条 省略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2

↳ 省略

24

25 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

26 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

27 前項の規定の適用を受ける者に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

○島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第10条関係）

（給与の種類）

第2条 水道事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 省略

（再任用職員等についての適用除外）

第23条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及

2

↳ 省略

24

25 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。」とする。

○島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第10条関係）

（給与の種類）

第2条 水道事業職員で常時勤務を要するもの（臨時的に任用されるものを除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 省略

（再任用職員等についての適用除外）

第23条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及

び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

2 第4条、第5条、第6条、第14条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

3 第4条、第5条、第6条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

○島田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第11条関係）

（任命権者の報告事項）

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)

↳ 省略

(11)

○島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第12条関係）

（給与の種類）

第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 省略

（再任用職員等についての適用除外）

第25条 省略

2 第5条、第6条、第8条、第16条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

3 第5条、第6条、第8条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

○島田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第11条関係）

（任命権者の報告事項）

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)

↳ 省略

(11)

○島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第12条関係）

（給与の種類）

第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの（臨時的に任用されるものを除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 省略

（再任用職員等についての適用除外）

第25条 省略

議案第60号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

○島田市手数料条例（第1条関係）

（免除）

第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

(1)

） 省略

(3)

(4) 官公署からの請求によるもの（別表42の項から45の項まで、58の項及び59の項に規定する手数料を除く。）

(5)

） 省略

(7)

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
54	省略				
55	<u>建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査</u>	<u>用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料</u>			<u>申請1件につき27,000円</u>
56	<u>建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査</u>	<u>用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料</u>			<u>申請1件につき27,000円</u>

対 照 表

旧 条 文

○島田市手数料条例（第1条関係）

（免除）

第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

(1)

） 省略

(3)

(4) 官公署からの請求によるもの（別表42の項から45の項まで、55の項及び56の項に規定する手数料を除く。）

(5)

） 省略

(7)

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
54	省略				

57	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料			申請1件につき 120,000円
58 ～ 63	省略				
64	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	省略	省略	省略
				省略	
				省略	
				<p>住宅部分及び共用部分以外の部分</p> <p>適合証を添付しない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から66の項までにおいて「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき</p>	

55 5 60				省略		
61	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	省略			
			一戸建ての住宅以外の住宅	省略		
			住宅部分及び共用部分以外の部分	省略		
				適合証を添付しない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から63の項までにおいて「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき	省略	

					省略
					省略
<u>65</u> 〈 <u>90</u>	省略				

備考

1

〈 省略

3

4 60の項の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、60の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

5 61の項の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、61の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

6 62の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、62の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

7 63の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、63の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

8 62の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び63の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 一戸建ての住宅以外の住宅の全体の認定の申請をする場合（当該住宅の全体の認定の申請に加え、住戸部分の認定の申請を同時に行う場合を含む。）の手数料の額は、それぞれ、住戸部分、共用部分並びに住居部分及び共用部分以外の部分に係る手数料の額を合算した額とする。

9 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、64の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

10 65の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、65の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

					省略
					省略
62 ↳ 87	省略				

備考

1

↳ 省略

3

4 57の項の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、57の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

5 58の項の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、58の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

6 59の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、59の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

7 60の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、60の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

8 59の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び60の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 一戸建ての住宅以外の住宅の全体の認定の申請をする場合（当該住宅の全体の認定の申請に加え、住戸部分の認定の申請を同時に行う場合を含む。）の手数料の額は、それぞれ、住戸部分、共用部分並びに住居部分及び共用部分以外の部分に係る手数料の額を合算した額とする。

9 61の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、61の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

10 62の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、62の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

11 69の項の屋外広告物許可申請手数料 次に掲げるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略

○島田市手数料条例（第2条関係）

別表（第2条関係）

省略

備考

1

（ 省略

8

9 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、64の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

10 65の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、65の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載した場合で、変更（他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）を新たに追加する場合を除く。）に係る建築物が複数あるときにおける手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の65の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(3) 他の建築物を新たに追加する場合における手数料の額は、64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額とする。

(4) 他の建築物を新たに複数追加する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

11 省略

11 66の項の屋外広告物許可申請手数料 次に掲げるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略

○島田市手数料条例（第2条関係）

別表（第2条関係）

省略

備考

1

（ 省略

8

9 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、64の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

10 65の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、65の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

11 省略

新 条 文

(登録資格)

第2条 印鑑の登録をすることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。

2 省略

(登録印鑑)

第5条 省略

2 市長は、登録をしようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)

↳ 省略

(7)

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとするときは、当該印鑑を登録することができる。

(登録事項)

第6条 市長は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(5)

↳ 省略

(9)

対 照 表

旧 条 文

(登録資格)

第2条 印鑑の登録をすることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 省略

(登録印鑑)

第5条 省略

2 市長は、登録をしようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3)

↳ 省略

(7)

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとするときは、当該印鑑を登録することができる。

(登録事項)

第6条 市長は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(5)

↳ 省略

(9)

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、次に定める事項について、印鑑登録原票の写しを作成し、これに市長が証明するものとする。

(1) 省略

(2) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(3)

↳ 省略

(6)

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者について次のいずれかの事由が生じたときは、印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記を含む。）の変更により、登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当することとなったとき。

(5)

↳ 省略

(7)

2 省略

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、次に定める事項について、印鑑登録原票の写しを作成し、これに市長が証明するものとする。

(1) 省略

(2) 氏名 (外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(3)

↳ 省略

(6)

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者について次のいずれかの事由が生じたときは、印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 氏名、氏又は名 (外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。)の変更により、登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当することとなったとき。

(5)

↳ 省略

(7)

2 省略

新 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合には、基礎課税額は、61万円とする。

3 省略

4 省略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1)

イ 省略

(3)

対 照 表

旧 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。

3 省略

4 省略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1)

イ 省略

(3)

例規名 島田市水道事業給水条例

新 条 文

(指定証)

第7条 市長は、法第16条の2の規定により指定給水装置工事事業者を指定したとき、又は法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新をしたときは、速やかに、別に定める水道事業指定給水装置工事事業者指定証（以下「指定証」という。）を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、事業を廃止したとき、若しくは休止したとき、指定の更新を受けられなかったとき、又は指定の取消しを受けたとき、若しくは指定の停止を受けたときは、指定証を市長に返還しなければならない。

3 市長は、指定給水装置工事事業者が事業の再開を届け出たとき、又は指定停止期間を経過したときは、前項の規定により返還された指定証を当該指定給水装置工事事業者に交付するものとする。

(手数料)

第36条 手数料は、次の区分によりこれを徴収する。

区分	金額	納入者	備考
省略			
4 指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 8,000円	指定工事事業者	1事業所ごとに1件とする。指定工事事業者とは、指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者をいう。
5 指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき 8,000円	指定更新工事事業者	1事業所ごとに1件とする。指定更新工事事業者とは、指定給水装置工事事業者の指定の更新を受けようとする者をいう。

2 省略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第40条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合

対 照 表

旧 条 文

(指定工事事業者証)

第7条 市長は、法第16条の2の規定により指定給水装置工事事業者を指定したときは、速やかに、規則で定める水道事業指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事事業者証」という。）を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、事業を廃止したとき、若しくは休止したとき、又は指定の取消しを受けたとき、若しくは指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を市長に返還しなければならない。

3 市長は、指定給水装置工事事業者が事業の再開を届け出たとき、又は指定停止期間を経過したときは、前項の規定により返還された指定工事事業者証を当該指定給水装置工事事業者に交付するものとする。

(手数料)

第36条 手数料は、次の区分によりこれを徴収する。

区分	金額	納入者	備考
省略			
4 指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき <u>10,000円</u>	指定工事事業者	1事業所ごとに1件とする。指定工事事業者とは、指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者をいう。

2 省略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第40条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合

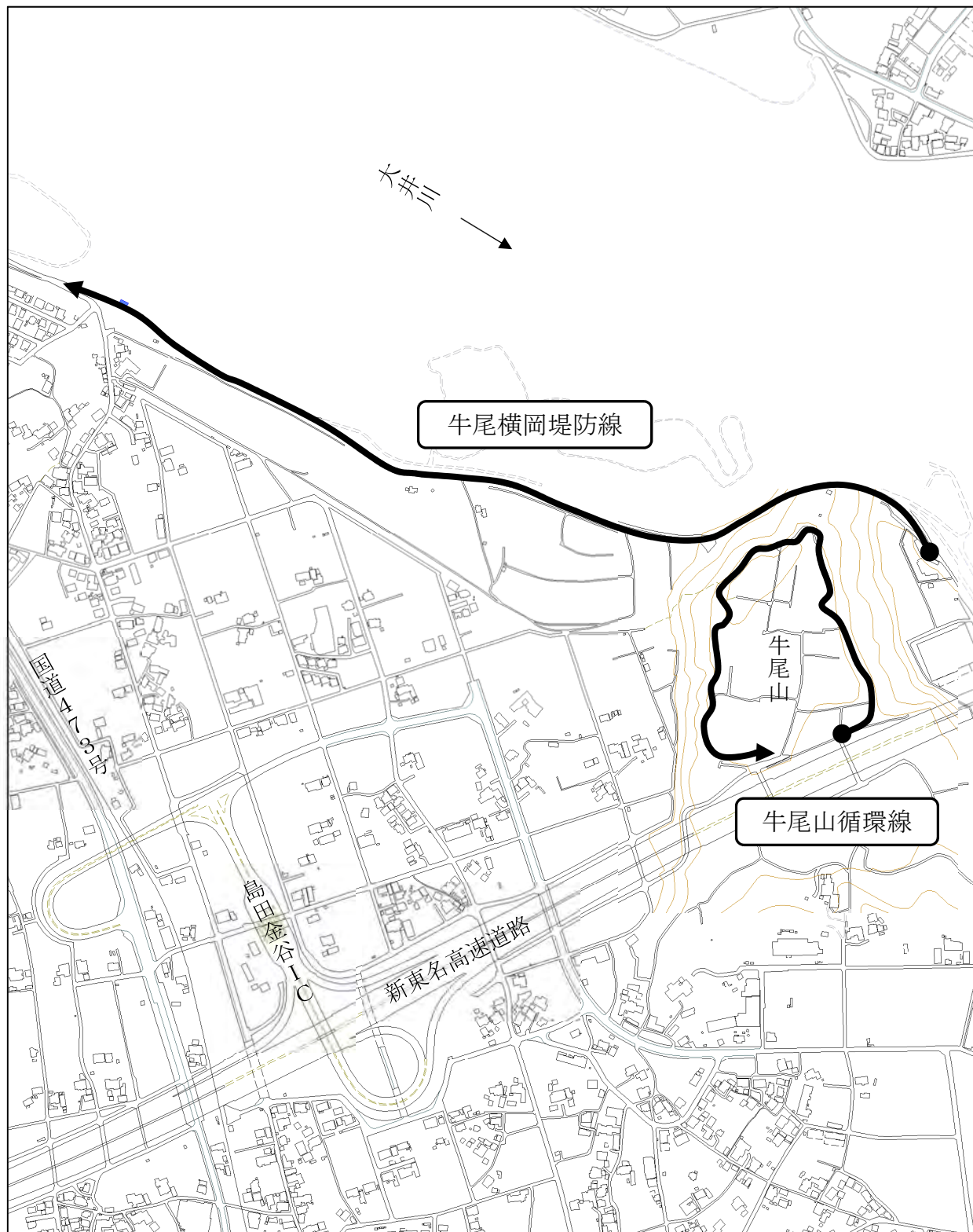
していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 省略

していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 省略

市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



議案第65号
参 考

市道廃止路線位置図

